

(証券コード 4118)
平成28年 6月 3日

株 主 各 位

大阪市北区中之島二丁目3番18号

株式会社 **カネカ**

代表取締役 社長 **角 倉 護**

第92回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月に発生しました熊本地震で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島二丁目3番18号

中之島フェスティバルタワー（36階）当社大阪本社

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
- 会計監査人及び監査役会の第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役12名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4. 議決権行使等についてのご案内

「議決権行使方法についてのご案内」（30頁～31頁）に記載の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知及び添付の報告書（株主のみなさまへ）をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員の任期が満了となります。  
つきましては、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                 |         |         |               |          | 現在の当社における地位・担当                                            |
|------------|---------------------|---------|---------|---------------|----------|-----------------------------------------------------------|
| 1          | 再任                  | すが<br>菅 | わら<br>原 | きみ<br>公       | かず<br>一  | 代表取締役会長                                                   |
| 2          | 再任                  | かど<br>角 | くら<br>倉 |               | まもる<br>護 | 代表取締役社長<br>C S R 委員会委員長                                   |
| 3          | 再任                  | なが<br>永 | の<br>野  | ひろ<br>広       | さく<br>作  | 取締役 副社長<br>技術全般・研究開発担当兼ソーラーエネルギー事業部管掌兼新規<br>事業開発部・知的財産部担当 |
| 4          | 再任                  | た<br>田  | なか<br>中 |               | みのる<br>稔 | 取締役 専務執行役員<br>医療器事業部管掌兼経営企画部・業務革新推進部・グローバル企<br>画部担当       |
| 5          | 再任                  | なか<br>中 | むら<br>村 | とし<br>敏       | お<br>雄   | 取締役 専務執行役員<br>食品事業部・電材事業部管掌                               |
| 6          | 再任                  | いわ<br>岩 | ざわ<br>澤 |               | あきら<br>哲 | 取締役 常務執行役員<br>生産技術・保安・資材部担当                               |
| 7          | 再任                  | あま<br>天 | ち<br>知  | ひで<br>秀       | すけ<br>介  | 取締役 常務執行役員<br>発泡樹脂・製品事業部・カネカロン事業部管掌                       |
| 8          | 再任                  | かめ<br>亀 | たか<br>高 | しんいちろう<br>真一郎 |          | 取締役 常務執行役員<br>化成事業部・高機能性樹脂事業部・Q O L 事業部管掌兼原料部担当           |
| 9          | 再任                  | いし<br>石 | はら<br>原 |               | しのぶ<br>忍 | 取締役 常務執行役員<br>C S R 推進部・経理部・財務部担当兼財務部長                    |
| 10         | 新任                  | ふじ<br>藤 | い<br>井  | かず<br>一       | ひこ<br>彦  | 執行役員<br>カネカアメリカズホールディングInc.取締役社長<br>カネカノースアメリカLLC取締役社長    |
| 11         | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | いの<br>井 | くち<br>口 | たけ<br>武       | お<br>雄   | 社外取締役                                                     |
| 12         | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | もう<br>毛 | り<br>利  |               | まもる<br>衛 | 社外取締役                                                     |

# 取締役候補者

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日)                                                                   | 略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                                                                                                      | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | <div>再任</div> <div>すがわら きみかず</div> <div>菅原 公一</div> <div>(昭和22年3月31日生)</div> | 昭和45年4月 当社入社<br>平成12年6月 当社取締役就任<br>平成15年6月 当社常務取締役就任<br>平成18年6月 当社取締役 常務執行役員就任<br>平成20年4月 当社代表取締役社長就任<br>平成26年4月 当社代表取締役会長就任 | 43,000株        |

現在に至る

## [取締役候補者とした理由]

菅原公一氏は、当社取締役に就任して以来、代表取締役社長、代表取締役会長、取締役会議長を長年務め、経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 菅原公一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

|   |                                                                           |                                                                                                            |         |
|---|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 2 | <div>再任</div> <div>かどくら まもる</div> <div>角倉 護</div> <div>(昭和34年6月1日生)</div> | 昭和62年4月 当社入社<br>平成22年6月 当社執行役員就任<br>平成24年6月 当社取締役 常務執行役員就任<br>平成26年4月 当社代表取締役社長就任<br>平成26年6月 当社C S R委員会委員長 | 40,000株 |
|---|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|

現在に至る

## [取締役候補者とした理由]

角倉 護氏は、当社取締役に就任して以来、当社のR & D企画部長、事業部門の管掌、代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 角倉 護氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況) | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|------------|-------------------------|----------------|
|------------|------------|-------------------------|----------------|

|   |                                                                             |         |                                                        |         |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------|---------|
| 3 | <div>再任</div> <div>ながの ひろさく</div> <div>永野 広作</div> <div>(昭和25年7月28日生)</div> | 昭和50年4月 | 当社入社                                                   | 38,000株 |
|   |                                                                             | 平成18年6月 | 当社執行役員就任                                               |         |
|   |                                                                             | 平成20年6月 | 当社取締役 常務執行役員就任                                         |         |
|   |                                                                             | 平成23年6月 | 当社取締役 専務執行役員就任                                         |         |
|   |                                                                             | 平成26年6月 | 当社取締役 副社長就任                                            |         |
|   |                                                                             | 平成27年6月 | 当社技術全般・研究開発担当兼ソーラーエネルギー事業部管掌兼新規事業開発部・G P 事業開発部・知的財産部担当 |         |
|   |                                                                             | 平成28年4月 | 当社技術全般・研究開発担当兼ソーラーエネルギー事業部管掌兼新規事業開発部・知的財産部担当           |         |

現在に至る

**[取締役候補者とした理由]**

永野広作氏は、エレクトロニクス事業や研究開発部門に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員、専務執行役員、副社長を務め、経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当部門の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 永野広作氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

|   |                                                                            |         |                                     |         |
|---|----------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------|---------|
| 4 | <div>再任</div> <div>たなか みのる</div> <div>田中 稔</div> <div>(昭和29年10月27日生)</div> | 昭和52年4月 | 当社入社                                | 30,000株 |
|   |                                                                            | 平成22年6月 | 当社取締役 常務執行役員就任                      |         |
|   |                                                                            | 平成26年6月 | 当社取締役 専務執行役員就任                      |         |
|   |                                                                            | 平成27年6月 | 当社医療器事業部管掌兼事業統括部・グローバル企画部担当兼経営企画部長  |         |
|   |                                                                            | 平成28年4月 | 当社医療器事業部管掌兼経営企画部・業務革新推進部・グローバル企画部担当 |         |

現在に至る

**[取締役候補者とした理由]**

田中 稔氏は、企画部門に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員、専務執行役員を務め、幅広い部門を管掌・担当するなど経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当部門の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 田中 稔氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況) | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|------------|-------------------------|----------------|
|------------|------------|-------------------------|----------------|

|   |                                                                      |                                      |         |
|---|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 5 | <div>再任</div> <div>なかむら としお<br/>中村 敏雄</div> <div>(昭和27年8月16日生)</div> | 昭和50年 4 月 当社入社                       | 30,000株 |
|   |                                                                      | 平成19年 6 月 当社執行役員就任                   |         |
|   |                                                                      | 平成22年 6 月 当社取締役 常務執行役員就任             |         |
|   |                                                                      | 平成26年 6 月 当社取締役 専務執行役員就任             |         |
|   |                                                                      | 平成27年 6 月 当社食品事業部・電材事業部・QOL事業部<br>管掌 |         |
|   |                                                                      | 平成28年 4 月 当社食品事業部・電材事業部管掌            |         |

現在に至る

**[取締役候補者とした理由]**

中村敏雄氏は、当社の化成品事業・エレクトロニクス事業に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員、専務執行役員を務め、幅広い事業部門を管掌するなど経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当事業の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 中村敏雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

|   |                                                                     |                                      |         |
|---|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 6 | <div>再任</div> <div>いわざわ あきら<br/>岩澤 哲</div> <div>(昭和32年2月22日生)</div> | 昭和56年 4 月 当社入社                       | 31,000株 |
|   |                                                                     | 平成20年 6 月 当社執行役員就任                   |         |
|   |                                                                     | 平成22年 6 月 当社常務執行役員就任                 |         |
|   |                                                                     | 平成23年 6 月 当社取締役 常務執行役員就任             |         |
|   |                                                                     | 平成27年 6 月 当社生産技術・保安・資材部担当兼生産技術<br>部長 |         |
|   |                                                                     | 平成28年 4 月 当社生産技術・保安・資材部担当            |         |

現在に至る

**[取締役候補者とした理由]**

岩澤 哲氏は、当社の生産部門及び生産技術部門に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員を務め、幅広い部門を担当するなど経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当部門の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 岩澤 哲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況) | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|------------|-------------------------|----------------|
|------------|------------|-------------------------|----------------|

|   |                                                                              |           |                                       |         |
|---|------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------|---------|
| 7 | <div>再任</div> <div>あまち ひですけ</div> <div>天知 秀介</div> <div>(昭和31年12月18日生)</div> | 昭和54年 4 月 | 当社入社                                  | 21,000株 |
|   |                                                                              | 平成23年 6 月 | 当社執行役員就任                              |         |
|   |                                                                              | 平成25年 6 月 | 当社常務執行役員就任                            |         |
|   |                                                                              | 平成26年 6 月 | 当社取締役 常務執行役員就任                        |         |
|   |                                                                              | 平成27年 6 月 | 当社発泡樹脂・製品事業部・カネカロン事業<br>部管掌兼カネカロン事業部長 |         |
|   |                                                                              | 平成28年 4 月 | 当社発泡樹脂・製品事業部・カネカロン事業<br>部管掌           |         |

現在に至る

**[取締役候補者とした理由]**

天知秀介氏は、当社の合成繊維事業に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員を務め、幅広い事業部門を管掌するなど経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当事業の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 天知秀介氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

|   |                                                                                  |           |                                      |         |
|---|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------|---------|
| 8 | <div>再任</div> <div>かめたか しんいちろう</div> <div>亀高 真一郎</div> <div>(昭和32年11月13日生)</div> | 昭和56年 4 月 | 当社入社                                 | 18,000株 |
|   |                                                                                  | 平成23年 6 月 | 当社執行役員就任                             |         |
|   |                                                                                  | 平成26年 6 月 | 当社取締役 常務執行役員就任                       |         |
|   |                                                                                  | 平成27年 6 月 | 当社化成事業部・高機能性樹脂事業部管掌兼<br>原料部担当兼化成事業部長 |         |
|   |                                                                                  | 平成28年 4 月 | 当社化成事業部・高機能性樹脂事業部・QO<br>L事業部管掌兼原料部担当 |         |

現在に至る

**[取締役候補者とした理由]**

亀高真一郎氏は、当社の化成品事業、原料購買に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員を務め、幅広い事業部門を管掌するなど経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当事業の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 亀高真一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況) | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|------------|-------------------------|----------------|
|------------|------------|-------------------------|----------------|

|   |                                                                           |                                       |         |
|---|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------|
| 9 | <div>再任</div> <div>いしはら しのぶ</div> <div>石原 忍</div> <div>(昭和30年5月4日生)</div> | 昭和55年 4 月 当社入社                        | 20,000株 |
|   |                                                                           | 平成22年 6 月 当社執行役員就任                    |         |
|   |                                                                           | 平成26年 6 月 当社常務執行役員就任                  |         |
|   |                                                                           | 平成27年 6 月 当社取締役 常務執行役員就任              |         |
|   |                                                                           | 当社 C S R 推進部・経理部・財務部担当兼経理部長兼財務部長      |         |
|   |                                                                           | 平成28年 4 月 当社 C S R 推進部・経理部・財務部担当兼財務部長 |         |

現在に至る

**[取締役候補者としての理由]**

石原 忍氏は、当社の経理・財務部門に長年従事しており、当社取締役に就任して以来、常務執行役員を務め、幅広い部門を担当するなど経営者として豊富な経験を有することから、当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及びグループ全体と担当部門の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 石原 忍氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

|    |                                                                             |                                      |        |
|----|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------|
| 10 | <div>新任</div> <div>ふじい かずひこ</div> <div>藤井 一彦</div> <div>(昭和36年6月17日生)</div> | 昭和60年 4 月 当社入社                       | 8,972株 |
|    |                                                                             | 平成17年 1 月 当社モディファイヤー事業部企画管理グループリーダー  |        |
|    |                                                                             | 平成18年12月 カネカニュートリエンツL.P.勤務           |        |
|    |                                                                             | 平成24年 4 月 カネカノースアメリカLLC取締役社長就任       |        |
|    |                                                                             | 平成24年 6 月 当社執行役員就任                   |        |
|    |                                                                             | 平成27年 4 月 カネカアメリカズホールディングInc.取締役社長就任 |        |

現在に至る

**[取締役候補者としての理由]**

藤井一彦氏は、当社の機能性樹脂事業やライフサイエンス事業に長年従事しており、且つ海外勤務経験も長いことから、多角的且つグローバルな事業展開を進める当社の中長期的な企業価値向上への貢献、及び担当地域・事業の監督機能を強化することを期待しているためです。

(注) 藤井一彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



| 候補者<br>番 号       | 氏 名 (生年月日)                                                                                                                                    | 略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)                        | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------|
| 11               | <div>再任</div> <div>社外取締役</div> <div>独立役員</div> <div>いのうち たけお<br/>井口 武雄</div> <div>(昭和17年4月9日生)</div> <div>【取締役会への出席状況】<br/>13／14回 (93%)</div> | 昭和40年 4 月 大正海上火災保険株式会社入社                       | 0株             |
|                  |                                                                                                                                               | 平成 5 年 6 月 三井海上火災保険株式会社 (旧・大正海上火災保険株式会社) 取締役就任 |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成 6 年 6 月 同社常務取締役就任                           |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成 8 年 4 月 同社代表取締役社長就任                         |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成12年 6 月 同社最高執行責任者 (CEO)<br>代表取締役会長・社長就任      |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社代表取締役会長共同最高経営責任者就任      |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成18年 4 月 同社代表取締役会長執行役員就任                      |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成18年 6 月 同退任                                  |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成19年 7 月 同社常任顧問 (シニアアドバイザー) 就任                |                |
|                  |                                                                                                                                               | 平成23年 6 月 当社取締役就任                              |                |
|                  |                                                                                                                                               | 現在に至る                                          |                |
| (重要な兼職の状況)       |                                                                                                                                               |                                                |                |
| キッコーマン株式会社 社外取締役 |                                                                                                                                               |                                                |                |
| 三機工業株式会社 社外監査役   |                                                                                                                                               |                                                |                |

#### 【社外取締役候補者とした理由】

井口武雄氏は、金融機関において長年にわたって経営に携わり、経営者として高い見識と豊富な実務経験を有し、またコーポレートガバナンスに関する高度な提言などを行っている社団法人日本取締役協会において要職を務められるなど、コーポレートガバナンスに関しても造詣が深い人物であります。既に当社取締役会において経営全般における適切な監督と客観的且つ戦略的な助言をいただいております、今後もその継続をお願いしたいためです。

- (注) 1. 井口武雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井口武雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 井口武雄氏は、当社の株主である三井住友海上火災保険株式会社の元代表取締役ですが、退任されてからすでに10年が経過していることから、当社では独立性は問題ないと考えております。また、当社は三井住友海上火災保険株式会社と損害保険に関する取引がありますが、直前事業年度における当社グループが同社に支払った損害保険料は同社の収入保険料の0.1%未満と僅少であります。
  - (2) 井口武雄氏が三機工業株式会社の社外監査役在任中に、同社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札について、社内調査の結果、独占禁止法違反行為があったことが明らかになったため、公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請を行い、平成26年3月31日付でこの旨を公表しました。同社は平成27年10月9日に公正取引委員会から排除措置命令を受けましたが、課徴金減免制度の適用が認められたことから課徴金納付命令は受けませんでした。同氏は、日頃から取締役会や監査役会において、法令遵守の観点から助言や意見表明を行っていましたが、上記事実について報告を受けた後は、直ちに同社が講じるべき措置について助言等を行い、また、その後も再発防止策の策定及び同社グループ全体の内部統制システムの強化に向けた取り組み並びに本件事実の公表等について適時適切に助言等を行うなど、その職責を果たしております。
  - (3) 井口武雄氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
  - (4) 当社は、井口武雄氏との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
  - (5) 当社は、井口武雄氏を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。



| 候補者<br>番 号 | 氏 名（生年月日） | 略 歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況） | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|-----------|------------------------|----------------|
|------------|-----------|------------------------|----------------|

|    |                                                                                                                                |            |                                                                          |    |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------|----|
| 12 | <div>再任</div> <div>社外取締役</div> <div>独立役員</div> <div>もうり まもる<br/>毛利 衛<br/>(昭和23年1月29日生)<br/>【取締役会への出席状況】<br/>11/11回（100%）</div> | 昭和51年 6 月  | 南オーストラリア州立フリント大学大学院理学研究科化学専攻博士号取得                                        | 0株 |
|    |                                                                                                                                | 昭和57年 4 月  | 北海道大学工学部助教授                                                              |    |
|    |                                                                                                                                | 昭和60年 8 月  | 宇宙開発事業団宇宙飛行士                                                             |    |
|    |                                                                                                                                | 平成 4 年 9 月 | N A S A スペースシャトル「エンデバー号」Space lab-J にパイロードスペシャリスト（科学者宇宙飛行士）として搭乗し宇宙実験を遂行 |    |
|    |                                                                                                                                | 平成12年 2 月  | N A S A スペースシャトル「エンデバー号」SR TM（陸地立体地図作成）にミッションスペシャリストとして搭乗                |    |
|    |                                                                                                                                | 平成12年10月   | 科学技術振興事業団（現・国立研究開発法人科学技術振興機構） 日本科学未来館館長就任                                |    |
|    |                                                                                                                                | 平成27年 6 月  | 当社取締役就任                                                                  |    |

現在に至る

（重要な兼職の状況）  
国立大学法人京都大学大学院特任教授

[社外取締役候補者とした理由]

毛利 衛氏は、世界の科学技術の最先端において多様で且つ豊富な経験と実績をあげてこられました。当社は、長期経営ビジョンにおいて「研究開発型企業への進化」を経営施策の1つと掲げてR&Dに経営資源を重点投入しており、同氏の持つ高度な見識とグローバル的視野で当社取締役会において適切な監督と客観的且つ戦略的な助言をいただいております。今後もその継続をお願いしたいためです。

- (注) 1. 毛利 衛氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 毛利 衛氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 毛利 衛氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (2) 当社は、毛利 衛氏との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
- (3) 当社は、毛利 衛氏を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 松井英行、塚本宏明の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。  
つきましては、監査役2名の選任をお願いいたします。  
なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

### 監査役候補者

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日)                                                     | 略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | <div>再任</div> <div>まつ い ひでゆき<br/>松井 英行<br/>(昭和25年3月25日生)</div> | 昭和47年4月 当社入社<br>平成9年3月 当社人事部部長<br>平成10年6月 当社東京総務部長<br>平成13年5月 当社総務部長<br>平成18年5月 当社総務部長兼秘書室長<br>平成18年6月 当社執行役員就任<br>平成22年6月 当社常務執行役員就任<br>平成24年3月 当社秘書室長<br>平成24年6月 当社監査役就任 | 8,000株         |
| 現在に至る      |                                                                |                                                                                                                                                                            |                |

#### [監査役候補者とした理由]

松井英行氏は、主に当社の人事部門や総務部門に長年従事しており、当社グループに対する深い知識と理解、豊富な経験と実績を有しております。当社監査役に就任して以来、当社グループへの内部監査等の場面で適宜適切に発言するなど、当社監査役として十分な職責を果たしており、今後もその継続をお願いしたいためです。

(注) 松井英行氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 (地位及び重要な兼職の状況) | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------|------------|--------------------|----------------|
|------------|------------|--------------------|----------------|

2

新任

社外監査役

うおずみ やすひろ  
魚住 泰宏

(昭和41年11月30日生)

平成5年4月 弁護士登録  
大江橋法律事務所（現・弁護士法人大江橋法律事務所）入所  
平成12年4月 大江橋法律事務所（現・弁護士法人大江橋法律事務所）パートナー  
平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員  
平成19年4月 国立大学法人神戸大学大学院法学研究科非常勤講師（平成25年7月まで）  
平成19年6月 当社補欠監査役  
平成26年4月 大阪弁護士会副会長（平成27年3月まで）

0株

現在に至る

（重要な兼職の状況）  
和光純薬工業株式会社 社外取締役  
攝津製油株式会社 社外監査役

#### [社外監査役候補者とした理由]

魚住泰宏氏は、大阪弁護士会副会長も経験され、弁護士として高い見識と豊富な経験を有し、法令遵守の観点から当社取締役会や監査役会において貴重な助言や意見表明をいただくことを期待して社外監査役として適任と判断したためです。

- (注) 1. 魚住泰宏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 魚住泰宏氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、魚住泰宏氏が所属している弁護士法人大江橋法律事務所に対して法務上のアドバイスや訴訟対応などを依頼しておりますが、当社が直前事業年度において同事務所に支払った弁護士報酬は僅少であり、且つ法律顧問契約は締結しておりません。
  - (2) 当社は、魚住泰宏氏が社外取締役を務める和光純薬工業株式会社との間で原料購入に関する取引がありますが、直前事業年度における当社グループが同社に支払った取引額は同社の売上高の0.01%未満と僅少であります。
  - (3) 魚住泰宏氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

#### 補欠監査役候補者

| 氏 名（生年月日）                                                                      | 略 歴（重要な兼職の状況）                          | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------|
| <div>新任</div> <div>なかひがし まさふみ</div> <div>中 東 正文</div> <div>(昭和40年9月19日生)</div> | 平成8年4月 名古屋大学法学部助教授                     | 0株         |
|                                                                                | 平成11年4月 名古屋大学大学院法学研究科助教授               |            |
|                                                                                | 平成17年4月 国立大学法人名古屋大学大学院法学研究科教授          |            |
|                                                                                | 平成22年4月 法制審議会幹事（会社法制部会）（平成24年9月まで）     |            |
|                                                                                | 平成23年6月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事（平成24年11月まで） |            |
| 現在に至る                                                                          |                                        |            |

#### [社外補欠監査役候補者とした理由]

中東正文氏は、法制審議会幹事（会社法制部会）などを務められ、且つ大学教授として高い見識と豊富な経験を有しており、当社取締役会や監査役会において貴重な助言や意見表明をいただくことを期待して、補欠監査役として適任と判断したためです。また平成19年から当社特別委員会委員として定期的に適宜適切な助言をいただいております。

- (注) 1. 中東正文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中東正文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 中東正文氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

#### (ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有するとは、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることをいう。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者等並びにその近親者等
- ②当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
- ③当社グループの主要な取引先又はその業務執行者等
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者等
- ⑤当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等
- ⑥当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者等
- ⑦当社の法定監査を行う監査法人に所属する者及び過去において所属していた者
- ⑧当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者及び過去において当該団体に所属していた者をいう。）

(注1) 業務執行者等とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人等の業務を執行する者並びに過去において業務を執行していた者をいう。

(注2) 近親者等とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族又は同居の親族をいう。

(注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

(注4) 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者

②当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

(注5) 当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織とは、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。

(注6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者又は、当社グループからその団体の連結売上高又は総収入金額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

#### (ご参考) 取締役及び監査役の指名手続

- ・取締役候補者は、「取締役選任基準」に則り代表取締役が選任し、指名・報酬諮問委員会の報告を踏まえて取締役会が決定します。取締役候補者は、毎年株主総会の決議により取締役として選任されます。
- ・監査役(補欠監査役を含む。)候補者は、「監査役選任基準」に則り代表取締役が選任し、指名・報酬諮問委員会並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会が決定します。監査役候補者は、株主総会の決議により監査役(補欠監査役を含む。)として選任されます。

#### (ご参考) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模についての考え方

- ・当社は、取締役の選任に関しては、人格、見識、能力及び経験とともに高い倫理観を有していることを条件とします。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の、社外取締役を除く取締役10名に対し、当期の業績等を総合的に勘案して、役員賞与総額1億1千万円を支給することとしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は平成19年4月6日開催の取締役会決議によって当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）を導入し、同年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後、本プランは平成22年6月25日開催の第86回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会においてそれぞれ株主の皆様のご承認を得て継続しておりますが、平成28年6月開催予定の第92回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）終結の時をもって有効期間が満了となるのに伴い、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成28年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件に、本プランの一部を変更した上で、継続することを決定いたしました。

なお、変更点の概要は次のとおりです。

- ・当社の新たな経営計画の策定にあわせて、「当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて」を見直しました。
- ・対抗措置（対抗措置の内容につきましては後記6.をご参照下さい。）の発動に際して、株主総会を開催して株主の皆様の意思を確認する場合があることを明記しました。
- ・大規模買付者が保有する新株予約権について、当社が現金を対価としてこれを取得することはない旨を明記しました。
- ・有効期間を、平成31年6月開催予定の第95回定時株主総会終結の時までとしました。

本プランの重要性に鑑み、本総会にて株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は、以下のとおりです。

### 1. 本プランの継続に関する基本的考え方（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社がその株式を上場している公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、公開会社株式の大規模買付の中には、その目的や態様からみて、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、当社の企業価値の源泉を見失うことなく、その企業価値・株主共同の利益を確保・



向上させていくためには、中長期的なビジョンに立って、経営資源を的確に配分し、変革と成長を実現していくことが必須ですが、上に例示したような敵対的かつ濫用的買収が当社を対象会社として行われた場合には、安定的な経営を推進する上での攪乱要因となり得ますので、そのリスクを排除しておくことは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることにつながるものであり、そのための対応策を構築し継続していくことは、当社取締役会に課せられた責務でもあると考えます。

## 2. 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて（当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み）

### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、『人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。』を企業理念に掲げております。

当社の企業価値の源泉は、第一に、画期的な新製品を継続的に生み出してきた高い技術開発力にあります。創業以来、高分子技術、高分子加工技術、分子設計技術、無機材料技術、発酵技術をベースに事業を拡大し、現在では化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、ライフサイエンス、エレクトロニクス、合成繊維にわたる幅広い事業領域を有しております。

第二に、高い技術力をベースとした積極的なグローバル展開にあります。1970年には、化学企業としては他社に先駆けてベルギーに合成樹脂の製造販売会社を設立、その後、アメリカ、マレーシア、中国、ベトナム等への進出を果たし、現在では、海外事業は当社の収益を支える柱の一つとなっております。また、現地からグローバル化を牽引することを狙いとして、アジア、米州、欧州に地域統括会社を設立しました。さらに研究開発に関しましても、世界トップレベルの研究機関であるベルギーのIMECとの太陽電池の共同開発研究の推進、米国Texas A&M大学と連携した先端材料の研究所の開設等海外展開を加速しております。

第三に、自由な発想を持ち挑戦意欲に富んだ社員の存在が、事業の拡大を支えております。今後も社員の成長、組織の成長を通して、更なる発展を目指してまいります。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるための取組みについて

#### ① 長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』

当社は、平成21年に創立60周年を迎えて、2020年（平成32年）に向けた長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』を策定いたしました。この中で、当社グループの抜本的な「変革」と継続的な「成長」をめざし、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と位置づけ、経営の重点施策として、(ア)研究開発型企业への進化、(イ)グローバル市場での成長促進、(ウ)グループ戦略の展開、(エ)アライアンスの推進、(オ)CSRの重視、に取り組んでおります。

#### ② 中期経営計画

平成28年度は、カネカグループは新たな成長ステージに入っており、長期経営ビジョンの実現に向けて、「変革」と「成長」を目標に、3カ年の中期経営計画を策定いたしました。ポイントは以下のとおりです。

(i)「研究開発」と「グローバル化の推進」を成長ドライブとして、事業ポートフォリオの

変革を加速します。

- ・オープンイノベーションを推進し、機能性樹脂、エレクトロニクス、ライフサイエンス領域における新規・既存両分野で事業拡大を図ります。
- ・有機EL照明、バイオポリマー、オプトエレクトロケミカルズ、再生・細胞医療、バイオ医薬等の大型新規事業の立ち上げに注力し、新製品売上高を伸張させていきます。
- ・米州、欧州、アジアにおける地域統括会社において、地域本社機能を強化し、現地視点に立った地域戦略の遂行により、新市場の開拓や社外資源の活用等迅速に進め、海外売上高をさらに伸ばしていきます。

(ii)優れた技術と素材開発を進め、ソリューションを提供できるメーカーを目指します。

- ・環境保護や省エネルギー化を実現する製品や技術開発を積極的に推進します。  
太陽電池をはじめ住宅関連の差別化した部材・工法を活かし、住宅のゼロエネルギー化に貢献するシステムやソリューションの提供により高品質でサステナブルな住宅市場創出に貢献します。
- ・医療器、医薬品原料等のグローバル展開や機能性食品素材のラインアップの拡充により、世界の人々の健康に貢献します。

(iii)当社の「変革」と「成長」を牽引するグローバルに活躍できる人材、リーダーシップを発揮できる人材の育成を重要な経営課題と位置づけ、育成プログラムを拡充します。

### 3. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として継続するものですが、その概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の株式に対する大規模な買付を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を予め定めておいて、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主の皆様に対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保する。
- (2) 買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、そのような買付行為に対する対抗措置を取ることがある。

### 4. 本プランの対象となる買付行為

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となる当社株券等（注3）に対する買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、予め当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません）を対象とします。

（注1） 特定株主グループとは、(i)当社の株券等<sup>2</sup>の保有者<sup>2</sup>及びその共同保有者<sup>3</sup>、または(ii)当社の株券等<sup>4</sup>の買付け等<sup>5</sup>を行う者及びその特別関係者<sup>6</sup>を意味し、以下同じとします。

- (注2) 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合<sup>7</sup>、または(ii)特定株主グループが注1の(ii)に該当する場合は、当社の株券等の買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合<sup>8</sup>の合計をいい、以下同じとします。議決権割合の算定に当たっては、総議決権及び発行済株式の総数は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

## 5. 大規模買付ルール

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にはのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものであり、具体的には以下のとおりです。

### (1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」を当社取締役会宛に提出していただきます。

「大規模買付ルール遵守表明書」には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を日本語で記載していただきます。

### (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、当該大規模買付行

為の評価、検討に必要かつ十分な情報として大規模買付者から提供されるべき情報（以下、「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付し、情報提供を求めます。また、当初提供された情報だけでは、大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠（算定に当たり参考とした第三者による評価書、意見書その他これらに準ずるものがある場合には、その写しを含む）
- ⑤ 買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含む）の名称その他の概要を含む）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、次の期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。ただし、当社取締役会が、後述する対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断される旨を勧告したときは、その時をもって大規模買付情報の提供が完了したものと取扱うこととし、その場合には当社取締役会はその旨を速やかに情報開示いたします。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間
- ② その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。

当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

## 6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当（以下、「無償割当」といいます）を行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます）を取ることができるものとします。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、別紙1に示します。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置は取らないこととします。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置として無償割当を行うことができることとします。

なお、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑥のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を講じないこととします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている場合
- ⑤ 上記①から④のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要す

るおそれがあると判断される場合

なお、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更が生じた場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

- (3) 当社取締役会は、下記7. で述べるように、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
- (4) 当社取締役会は、(1)及び(2)により対抗措置をとるか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、適時に情報開示いたします。

## 7. 特別委員会

### (1) 特別委員会の設置

当社取締役会の恣意的判断を排除することにより、大規模買付ルールを適正に運用するとともに、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会規則の概要を別紙3に示します。

### (2) 特別委員会の構成と委員の資格要件

特別委員会は当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者からなる3名以上の委員で構成し、当社取締役からの真の独立性を有することを資格要件とします。

本定時株主総会で本プランの継続が承認された場合の委員会メンバーとその略歴を別紙2に示します。

### (3) 特別委員会の役割

特別委員会の役割の主なものは次のとおりです。なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を得ることができるものとします。

- ① 当社取締役会は、特別委員会に対し、大規模買付ルールに基づいて大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。特別委員会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって大規模買付情報の提供が完了したものと取扱うこととします。当社取締役会はかかる勧告を受けたときはその旨を速やかに情報開示いたします。
- ② 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の可否について諮問します。特別委員会は、この諮問を受け、遅くとも取締役会評価期間の最終日の7日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとします。対抗措置を発動するかどうかは当社取締役会の決議によりますが、その決議にあた

り、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は特別委員会の勧告に対し、1回に限り、再考を促すことができるものとします。これは、当社取締役会が、特別委員会の判断過程に重大な瑕疵がある等の特段の事情がない限り、特別委員会の勧告に従う方針であることに基づくものです。当社取締役会が特別委員会の勧告に対し再考を促した場合は、当社取締役会にかかる事実及び再考を促した理由を速やかに情報開示いたします。また、この場合には、取締役会評価期間は最大14日間延長されるものとします。

## 8. 有効期間

本プランの有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第95回定時株主総会終結の時までとします。

## 9. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て、はじめて本プランとして継続されるものといたします。

また、本プランの有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第95回定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

### (4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本プランの継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除することにより、大規模買付ルールを適正に運用するとともに、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します。

特別委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者から構成します。

当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会はその勧告

を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示いたします。

特別委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断される旨を勧告したときは、その時をもって大規模買付情報の提供が完了したものと取扱うこととし、その場合には当社取締役会はその旨を速やかに情報開示いたします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランにおいては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得できること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、9. (3)に記載しましたとおり、存続期間中であっても当社株主総会での決議により廃止することができるものとしております。さらに、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 10. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記6. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様



におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時の影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を得たうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として、新株予約権を発行することがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

株主の皆様には、新株予約権を行使していただき当社株式を取得していただくことにより、保有比率の低下や財産的な損失は生じませんが、新株予約権の行使により株式を取得するためには、一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができると定めた場合には、当社が手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を取得することになります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者が一旦開始した大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当を中止し、またはすでに無償割当された新株予約権を無償で取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

以 上

## 対抗措置として行う無償割当の概要

## 1. 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てます。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 3. 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。

## 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。ただし、後記8. に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

## 5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

## 6. 新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者、(iii)その特別関係者等は新株予約権を行使することができません。

## 7. 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権の発行日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間以上2ヶ月間以内の範囲で新株予約権の発行決議において取締役会が定めるものとします。ただし、後記8. に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されません。

## 8. その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。

なお、大規模買付者が保有する新株予約権について、当社が現金を対価としてこれを取得することはありません。

特別委員会委員

○中東 正文（なかひがし まさふみ）氏

名古屋大学大学院法学研究科教授（法学博士 専門：会社法、金融商品取引法、M&A法）  
（略 歴）

平成 8年 4月 名古屋大学 法学部助教授

平成11年 4月 名古屋大学 大学院法学研究科助教授

平成17年 4月 国立大学法人名古屋大学 大学院法学研究科教授（現在に至る）

平成19年 6月 当社 特別委員会委員（現在に至る）

平成28年 6月 当社 補欠監査役（選任予定）

（公職・諸団体）

平成16年12月 公益財団法人日本証券経済研究所 金融商品取引法（証券取引法）研究会委員

平成21年 3月 法制審議会幹事（非訟事件手続法・家事審判法部会）（平成23年 3月まで）

平成22年 4月 法制審議会幹事（会社法制部会）（平成24年 9月まで）

平成23年 6月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事（平成24年11月まで）

平成26年10月 東海北陸地方社会保険医療協議会委員（総会会長、愛知部会部会長）

○井口 武雄（いのくち たけお）氏

当社 社外取締役

（略 歴）

昭和40年 4月 大正海上火災保険株式会社入社

平成 5年 6月 三井海上火災保険株式会社 取締役就任

平成 6年 6月 同社 常務取締役就任

平成 8年 4月 同社 代表取締役社長就任

平成12年 6月 同社 最高執行責任者（CEO）代表取締役会長・社長就任

平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役会長共同最高経営責任者就任

平成15年 6月 石川島播磨重工業株式会社（現・株式会社IHI） 社外監査役就任（平成27年6月まで）

平成15年 6月 三機工業株式会社 社外監査役就任（現在に至る）

平成18年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役会長執行役員就任

平成18年 6月 同退任

平成19年 6月 当社 特別委員会委員（現在に至る）

平成19年 7月 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問（シニアアドバイザー）就任（現在に至る）

平成20年 6月 キッコーマン株式会社 社外監査役就任

平成23年 6月 当社 社外取締役就任（現在に至る）

平成26年 6月 キッコーマン株式会社 社外取締役就任（現在に至る）

（公職・諸団体）

平成 9年11月 東京商工会議所 常議員（平成22年10月まで）

平成15年 1月 総務省電波管理審議会 会長代理（平成20年12月まで）

平成15年 4月 社団法人経済同友会 副代表幹事（平成18年 9月まで）  
平成15年 9月 外務省独立行政法人評価委員会 委員長代理（平成23年 9月まで）  
平成16年 4月 日本取締役協会コーポレート・ガバナンス委員会 委員長（平成19年 3月まで）  
平成23年 9月 外務省独立行政法人評価委員会 委員長（平成25年 8月まで）  
平成25年 2月 日本取締役協会監査等委員会設置会社研究会 座長（現在に至る）

○藤原 浩（ふじわら ひろし）氏

当社 社外監査役

（略 歴）

昭和56年 4月 弁護士登録

橋元四郎平法律事務所（現・橋元綜合法律事務所）入所

平成16年 1月 最高裁判所 司法研修所民事弁護教官（平成19年 1月まで）

平成23年 4月 東京弁護士会 副会長（平成24年 3月まで）

平成27年 6月 当社 社外監査役就任（現在に至る）

（公職・諸団体）

特になし

※当社は、井口武雄氏及び藤原 浩氏を独立役員に指定し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し届け出ております。

## 特別委員会規則の概要

## 1. 特別委員会の設置・委員等

- (1) 当社は取締役会の決議により特別委員会を置く。
- (2) 特別委員会は3名以上の特別委員により構成する。
- (3) 特別委員の選任及び解任は取締役会の決議によって行う。  
ただし、取締役会による特別委員の解任決議は、出席取締役の3分の2以上の賛成による。
- (4) 特別委員は、当社所定の基準を満たし当社の取締役会から真の独立性を有する、社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から取締役会決議により選任する。
- (5) 特別委員の任期は、選任の日から選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

## 2. 特別委員会の招集・議事等

- (1) 特別委員会は、各特別委員または代表取締役が招集する。
  - ① 代表取締役は、当社株式の大規模買付行為が行われることを知ったときは、速やかに特別委員会を招集する。
  - ② 前号のほか、招集権者は、必要と認めるときは何時でも特別委員会を招集することができる。
- (2) 特別委員会の決議は、特別委員の過半数をもって行う。
- (3) 前項の決議において、議案に関し利害関係を有する特別委員は決議に参加できない。

## 3. 特別委員会の検討・勧告

- (1) 特別委員会は、取締役会を通じて十分な情報を取得するよう努力したうえで、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが許容されるか否かについて、取締役会に対し勧告を行う。勧告を行うにあたり、特別委員は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (2) 取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重する。取締役会は特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができる。
- (3) 特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができる。

以上

## 大株主の状況

(平成28年3月31日現在)

| 株主名                        | 所有株式数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|----------------------------|---------------|----------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 17,763        | 5.33           |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 17,038        | 5.12           |
| 日本生命保険相互会社                 | 15,570        | 4.67           |
| 株式会社三井住友銀行                 | 15,458        | 4.64           |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） | 13,235        | 3.97           |
| 明治安田生命保険相互会社               | 13,125        | 3.94           |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行              | 11,544        | 3.47           |
| 三井住友海上火災保険株式会社             | 10,524        | 3.16           |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 6,166         | 1.85           |
| 三井物産株式会社                   | 5,543         | 1.66           |

(注) 当社は自己株式を16,934千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
 所有株式数は、表示未満を切り捨て、持株比率は表示未満を四捨五入しております。  
 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を減じた株式数に対する割合です。

以 上

## 議決権行使方法についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



**株主総会開催日時** 平成28年6月29日(水曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### ▶ 書面(議決権行使書用紙)により議決権を行使される場合

**行使期限** 平成28年6月28日(火曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。  
議決権行使書用紙に賛否の表示がない場合は、議案に賛成の表示があったものといたします。



#### ▶ 電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合

**行使期限** 平成28年6月28日(火曜日)午後6時まで

インターネットにより議決権行使サイト <http://www.evote.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。  
詳細につきましては右記「電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使する場合のお手続きについて」をご確認ください。

書面と電磁的方法の双方で議決権を行使された場合には、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。また、同一の方法により複数回、議決権を行使された場合には最後に行われた議決権行使を有効なものいたします。

### ■ インターネットによる開示について **当社ウェブサイト** <http://www.kaneka.co.jp/>

- ◎ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款の定めに従い、**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、別添の「第92期報告書」に記載しておりません。  
なお、監査役及び会計監査人は、連結計算書類及び計算書類として、別添の「第92期報告書」に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も監査しております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

## 電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使する場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)\*から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

\*「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト ▶ <http://www.evote.jp/>

### ご注意事項

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

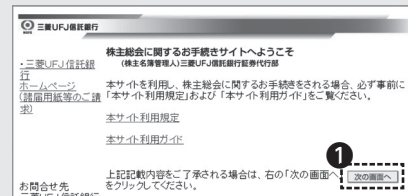
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027(通話料無料) 受付時間9時から21時まで

### パソコンでのアクセス手順

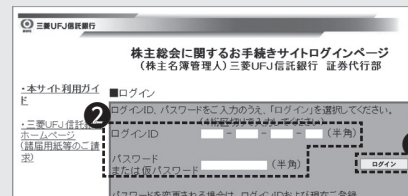
#### 議決権行使サイトへアクセス

##### ①「次の画面へ」をクリック



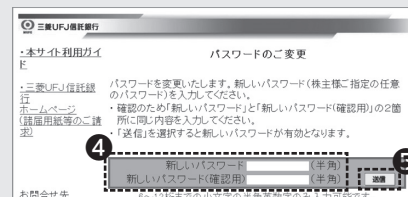
#### ログインする

お手元の議決権行使書に記載された②「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、③「ログイン」をクリック



#### パスワードを登録する

新しいパスワードを④「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力し、⑤「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 株主総会会場ご案内図

開催日時

平成28年6月29日(水曜日)  
午前10時

開催会場

大阪市北区中之島二丁目3番18号  
中之島フェスティバルタワー  
36階 当社大阪本社



※1階からシャトルエレベーターで13階に上がり、13階で高層階用エレベーターにお乗換ください。

※駐車場、駐輪場は用意しておりませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮ください。



交通の  
ご案内

地下鉄四つ橋線 「肥後橋」駅下車（1-A番出口から徒歩約2分）

京阪電鉄中之島線 「渡辺橋」駅下車（地下直結）